

令和7年度外国人介護人材受入促進事業(案)

※補助対象経費、補助上限額等、詳細は次年度に発出する要綱をご確認ください。

	EPA（経済連携協定）	在留資格「介護」	技能実習	特定技能1号
入国前・雇用前	外国人介護人材獲得強化事業 新 新規国等からの外国人介護人材の確保に向けて、送出国の文化、風習等の情報収集、海外送り出し機関等との関係構築、その他現地における外国人介護人材確保の取組を行う介護施設等に対して、その費用の一部を支援する。 ●補助対象経費：送出国におけるマーケティング活動経費、海外現地の学校や送り出し機関との関係構築・連携強化活動費、海外現地での説明会開催経費、渡航費、宿泊費など ●補助上限：1法人あたり75万円			
入国時・雇用時	外国人介護人材雇用支援事業 新 留学生を除く外国人介護人材を雇用しようとする介護施設等に対して、円滑な就労を確保する観点から、受入れに必要なとなる初期経費の一部を補助する。 ●補助対象経費：在留資格申請手続きに要する経費などの入国準備費用、入国渡航費用、国内移動費用、居住場所準備に要する費用など ●補助率・補助上限：1/2 外国人介護人材1人あたり25万円（介護施設等による申請回数は1回限りで、2人まで）			
入国後・雇用後	外国人介護人材受入施設等環境整備事業 新 外国人介護人材を受け入れる介護施設等に対して、外国人介護人材の負担軽減の観点から行う下記取組に要する経費の一部を補助する。 ●補助対象経費：①コミュニケーション支援 （雇用前のオンライン通話経費、多言語による介護業務マニュアルの作成経費、多言語翻訳機の購入経費など） ②介護福祉士の資格取得に向けた学習支援（必要教材の購入費、外部講習参加費など） ③生活支援（メンタルヘルスケアに要する経費、地域との交流会開催経費、家賃など） ●補助率・補助上限：2/3 1施設あたり20万円			
			外国人介護人材研修支援事業 外国人介護人材の介護技能の向上や定着を図るため、基本的な介護技術や介護関連用語などの研修に加え、受入側の事業所職員を対象とした研修を実施する。	